

大阪市障がい者施策推進協議会  
平成 29 年度 第 1 回障がい者差別解消支援地域協議部会 議事録

日時：平成 29 年 9 月 13 日（水）  
午前 10 時 00 分から午前 12 時 00 分  
場所：大阪市役所 P 1 屋上会議室

（開会）

（八木企画調整担当課長：開会挨拶）

（委員紹介） 16 名中 13 名参加

（資料確認等）

（部会長に司会を交代）

北野部会長：

みなさんおはようございます。よろしく申し上げます。

今日は議題が 4 つあります。最初の議題は終わっていますので、それぞれ 30 分程度で議論いただければと思っております。

では、最初の議題です。平成 28 年度の障がい者差別解消にかかる取組状況につきまして事務局の方からご説明申し上げます。

八木企画調整担当課長：【資料 2 について説明】

北野部会長：

はい、ありがとうございました。

今、資料 2 の様々な事例について、現状をどうやって整理したかを含めてお話いただきました。特に 11 ページのところ、これは、前回、古田委員から様々な意見があり、特に 11 ページでいいますと改善と未解決、非常に不明確だと、特に本人が納得していないのに全ての表現が終結となっている。終結とは何を意味するのか。ご本人さんは納得していない場合もあるのではないかということで、表現を改善、解決、未解決 3 つのカテゴリーに分けてもらいました。前よりは少し理解しやすくなったと思います。では、各委員ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

古田委員：

単に終結とされていたのを変えていただいて一歩前進かなと、この前は事例が 4 件だけしか示されずに、あとは全部口頭で言われて追いつけなかったんですけど、今回は全件こういう形で簡単に上げていただいたのかなと思います。それも前進かなと思っております。私ども障がい者の仲間も、日々いろんな場面で悔しい思い、差別を受けておりますが、な

なかなか相談事案に上げるのに躊躇している。あるいは、いつもの事やから、いちいちやっ  
てられないと言って上げないで済ませる。あるいは、上げてしまうと、次に利用する時に  
嫌がられるんじゃないかという事で、まだまだ相談に上げていいんだと思える状況ではな  
いという障がいのある方がたくさんおられます。1件1件の相談事案を丁寧に拾い上げて、  
そこから本人が望んでなくても解決に結びつけていくとか、啓発を進めていく。特にスー  
パーやコンビニで子供扱いされる、お客として対応されないというのは、よく聞く事例な  
ので、是非そういうところに啓発として、事業者に対して働きかけていただきたいと思っ  
ております。

中身に入らせていただきますけど、6ページのところですが、傾聴で済ましていることが  
38件と非常に多いと目につきました。しかも不当な差別とか合理的配慮の不提供もかなり  
含まれております。特に、傾聴の1行目、差別的発言や文章表現があった。内容によって  
はかなり重大なことにもなりますので、この内容を教えていただきたいと思います。それ  
と、改善の項目で障がいの種別を挙げていただいたので一歩前進かと思いますが、それぞ  
れ不当な差別はどれなのか、合理的配慮の不提供はどれなのかとも明らかにしていただ  
けたらと思います。集計が6ページの上の表に出ていますので、判断はついていると思われ  
ます。次に改善の7ページのところですけれども、改善しているのに本人の納得状況不明  
というのが、いくつもでてきます。なぜ、本人にこうゆうふうに変更されましたよ  
って伝えていないのか。これはできると思われるので、追跡して本人にも伝えることを徹底  
していただきたいと思います。

よくわからない点があったんですけど、8ページの未解決の上、市役所で療育手帳の開示  
の為というのは、本人が市役所に行かれたのでしょうか。よくわからないと思いました。

次に8ページの未解決の事案ですが、区の相談支援センターに細かく聞きましたら、こ  
れでは事実関係がきちんと読み取れない、間違っ  
て捉えられる表現があるんじゃないかと思  
われます。旅行会社を利用しようとした時  
に、介護者の手配を旅行会社に依頼するこ  
とについて同意書を求められた、肢体障が  
いということですが、車イスの人で介護  
が  
いる状態で一人で参加されようとしたの  
かと見えたんですが、そうではなくて主  
には知的障がいの方で手に少し障がい  
があるぐらいと聞いております。いつも  
、お母さんと一緒に旅行会社を利用して  
旅行されていたようですが、この時に限  
って旅行会社から何かあったときとい  
うことでこういう条件を押し付けられた  
。急に押し付けられたので、なんでこ  
ういうことになったのかよくわからない  
という訴えであったと聞いております。事  
実関係がきちんと捉えられないような表  
記になっているので、もう1回調べ直  
してもらいたいと思います。

次の鉄道を予約する時、これは新幹線です  
よね。新幹線は、今、ネットで予約でき  
ますよね。ただ、障がい者の場合は、  
ネット予約ができないというのが一番の  
主訴です。なぜ障がい者の場合は駄目  
なのか、理由がはっきりわかりません。  
理由は、障がい者割引との関係でし  
ょうか、リンクさせて当日チェックす  
るような仕組みがあればいいのではない

かと障がい者は思うのですが、いつまでたっても駄目という話です。

あるいは、車イスの場合、多目的室という 3 人ぐらいいっしょに入れる窓がない部屋があります。また、座席を一つ取ってあって、そこに車イスが入るという形になっているらしいんですけど、1970 年代からずっと一緒でして、なんで 1 つだけなのか、そこに電動車イスが入ったらかなり窮屈だったり、通行の邪魔になるんですね、車内販売のワゴンの。なぜ、そのままになっているかという、元々車イスは手動を想定していて、手動の車イスから座席に移ってもらう、その横に車イスを置いてもらう、その横に介護者が座わるという想定しかしていないようなので、そのような形で済まそうとしているのではないかと。意識がかなり古いのではないかとという問題で、その辺の改善を求めてほしいという訴えだったそうです。「2 つ目の多目的室」とか、「イスたたんで」というところまで出ていたかわかりませんが、そこは捉えていただきたいと思います。

その次の分譲住宅の事例ですけども、本人が車イス利用者となって、エレベータが 3 階 5 階しか止まらない、4 階に住んでいるという事例ですよ。電動車イスを 3 階に置いて、そこから上って 4 階に自力で行っているのかといたら、かなり大変な事例のように思われるんです。しかも、無理ですということは法で確認されて、それを伝えて、その後連絡がないからそのまま置いていたら駄目だろうと。これは相談支援と連携して、その人の生活が大変だから、なんとか改善の方策を見つけないといけないのに、これが 1 年前の事例で放置されているのは駄目だというふうに思いますので、もう 1 回調べていただいて改善策を見つけて頂きたいと思います。

それから継続の事案ですけども、これも遊戯施設としか言っではいけないとのことで、今日は遊戯施設で。いろいろ案件が出ているんですけど、1 つは電動車イスを手動に切り替えなさいみたいなことを言われたり、車イスはこの施設は使用してはいけませんとか、或いは障がいであることを窓口で大きな声で言われる、これは先ほど改善で載っていたのでいいと思いますが。字幕が映像に載せられないのはなぜなのか、著作権の関係があるとか言われたりしているみたいです。色んな問題があるんですけども、1 年以上かかって改善されておきませんが、基本的にはいろんな障がいについての理解が足りない。他の遊戯施設ではもっとそれぞれの障がいによって細かく取決めが明らかにされていて、この場合はこういう理由で駄目なのかというのが、本人にも納得できるような形で示されたりしているようですが、こちらの施設の場合は、全然その辺の細かな障がい状況の理解が足りない。障がい者をなんとか利用できるようにしていこうという姿勢も足りない。その辺の部分をどういうふうに改善していくのか。なかなか電動車イスと言ってもいろんな種類があって僕らにもなかなかわからない状況もあります。いろんなタイプの電動車イスの人が実施検証をして一緒に話をしながら、この場合はこういう形でどうですかというように、ぜひとも話を進めていただいたり、他の遊戯施設との違いが、なぜそういうふうになっているのか、危ない施設が多いとか乗り物が多いという話で済ますのではなくて、当事者も参加して事実関係を明確にさせて、具体案を報告するべきだと思っております。

それから HIV の方なんですけど、今年の早い段階で知っていたんですけど、そこからの対応が遅れた。相談窓口で差別事案ではないと言い切ってしまうと、これは契約不履行の問題ですと間違った対応を窓口ですってしまったというふうに聞いております。その後の対応を再三大阪市にはお願いしたんですけど、基幹センターも間に入っていますので、なかなか進まずにずるずると済ませてしまったために、今となっては事実関係は確認できないようになっている。これは以前、熊本の温泉で HIV の人を拒否している旅館がすごい問題になった経過がありますので、これはすぐさま改善しないといけないかなり重大な事案です。それを放置してしまったんじゃないかというふうにも見える。これも今となっては事実確認できないと言われてはいますが、これはもともと看護師さんからの話があって、それが相談支援センターに伝わってそれで訴えを挙げたということだったので、その看護師さんから手繰れると思います。ぜひともお願いしたい。これを曖昧に済ませないでもらいたい。それで早く入浴サービス事業所を集めてこういう差別が二度と起こらないよう周知徹底を早くやっていただきたいというふうに思っております。

ちょっと長くなってすいませんが、あと 1 点あるんです。この前の 2 月の会議で出ていた事案が、口頭もありましたので不明な点もありますが、文書で出ていた事案で、集合住宅で、精神障がいの方が騒音の原因だという事で、何〇何号室の人が原因で騒音が上げられているというふうなチラシを全住人にまかれたという事案がございます。その後、その人ではなかったというのがわかったんですけども、放置されて名誉回復されることもなく終結とされていた事案があったんです。それがどうも入っていないように思われます。それから口頭で言われた事案で、警察で知的障がいの方が嫌疑をかけられたとか、医療機関で難病の人が検査入院を拒否されたとか、口頭で言われた事案も入っているのか、入っていないのかわからないようなところもあります。もう 1 度精査しないと 1 件 1 件せつかく上がってきて、上げてても無駄だというふうに思われたらこの仕組み自体がなりたちませんのでぜひお願いしたい。それと最後、相談窓口でやってはならない対応がよく見られました。先ほどのように、差別ではないというふうに相談窓口で言い切ってしまう。或いは匿名の人は受け付けない。法は 2 年前からなので、それ以前のは駄目みたいな。いろいろ拒否するような窓口対応がありましたので、これはやってはならないというような窓口対応、こういうことはやってはいけませんよということをぜひまとめて、この対応力の向上のところでもマニュアル化していただきたいというふうに思っております。

北野部会長：

最後のは、また次の 29 年度の取組みのところを考えますので、今聞いた 11 ケースについて、ご質問ご意見いただきました。このご質問ご意見の中でご意見として聞いておく部分と質問もありましたので、今ご質問でお答えできる部分がございますら、市のほうで答えていただいて、あと今後の検討或いは感想として聞いておく部分はまた次回のところで活かさせていただきたいと思っております。もしお答えできる部分がございますらお願いしま

す。

八木企画調整担当課長：

全般に渡りまして、事例の集約に変更があったり、誤りがあったりというものについては適宜修正させていただき、出させてもらいたい。進行しているものもありますので、その点について、修正していきたいと思っています。事例の掲載漏れも再度確認させていただきます。相談窓口がたくさんあるので、もしかすると全部戻ってきてなかったりしますので再度確認させていただきます。

そうですね、どこからお答えしたらいいのか、差別的発言があったものについては、人権侵害ということで多くものは大阪法務局を紹介されて、繋がっていています。具体的差別的発言内容について、ご要望いただきましたので、再度確認をしたうえで、報告では「差別的発言があった」というだけのものが多いので、きちんお答えしにくいところもあります。もう 1 度調べて、内容がはっきりするのか、間違えて答えたらそれこそ問題になるので、再度確認したうえで、資料の修正等あわせて、またお示しさせていただきますと思います。

古田委員：

どれが不当な差別とかはわかりますか。

八木企画調整担当課長：

それはわかりますので、表の中にしるしを入れていくような感じで、表を更新させていただくということでしょうか。分類はしていますので。

古田委員：

すぐ示していただけるかと思ったんですが。

八木企画調整担当課長：

手元の資料を 1 件ずつ手で数えたので、表になっていて分かるんですけど、エクセルデータがあればすぐ出るんですが、申し訳ないです。

古田委員：

入り口は不当な差別と判断したのか合理的配慮の不提供なのかによって、かなり対応の仕方が変わっていくので、そこは重要な用件なんです。

八木企画調整担当課長：

そこは 1 年間対応していった分の報告を受けてポイントになるかと思っていますので、その

辺の入り口での判断の仕方もマニュアル化していくこととか、それを踏まえて対応していくことについて、将来に向けて良い改善になったらいいと思いますので、過ぎたものについては報告の書類を更新するというご理解いただけませんかでしょうか。

古田委員：

旅行会社の未解決の事案はもう 1 度調べ直しませんか。障がいの状況は書かないと。どんな状況で、介護も付けないで無理を言ったような形なのかと思えたんですけど、意味が全然違ってくるので。

八木企画調整担当課長：

相違する点が、もしあれば修正させていただきます。この時だけなぜこうだったのか、これまでのその会社で旅行に行かれてたようですけど、旅行会社も本社を通じて書類の変更もしていただいたということもあるので、今は解決事案になるんです。この事案の経過については、ご指摘の点は再度ご確認ください、資料を修正するところは修正させていただきます。

古田委員：

新幹線も何が、どこが。

八木企画調整担当課長：

そこは委員のみなさまにご議論いただきたいところです。

古田委員：

新幹線は後にしますか。

あと遊戯施設と HIV は確認できるでしょう。看護師さんから。

八木企画調整担当課長：

それも含めて確認させていただきますが、一番大事なのは 2 度と起こしてはいけないというところだと思っておりますので、そちらの対応もできるように、今こちら側もこの感染について勉強しているところです。どういう形で啓発できるのか。

古田委員：

ただこれは重い事案なので一般的に啓発でやってはいけませんよっていうのじゃなくて、事実こういうことがあったんですよと、これはあつてはいけない対応ですよというふうに強調しないとイケない。

八木企画調整担当課長：

この間の対話の中では事業者にはご理解いただいて、現にサービスが提供されていると聞いていますので、またそこで起こるといことははないかと思えますけど、よそで起こってははいけませんので。

古田委員：

本人さんは別の事業所で入浴サービス受けられているんですね。

八木企画調整担当課長：

本人さんもそうですし、事業所自体も別の方を受けていると聞いていますので、その理解がまったくないというふうには考えていません。

古田委員：

別の HIV 感染の方を受け入れているんですか。

八木企画調整担当課長：

そうふうに聞いております。私も見たわけではないですが。

古田委員：

その辺りも調べていただきたい。

八木企画調整担当課長：

そうですね。

北野部会長：

古田委員、あの継続の件はいくつかおっしゃるとおりで、今検討しておりまして、例えば遊戯施設の件でもいくつか回答いただいて前進している部分もあります。でも一部は止まっている部分もありますので、こういった形になっております。あと HIV の方もかなり関係者にかなり細かく聞いておりまして、答えが関係者によって違うものですから矛盾しているものがあって、どこまでこれを追求したらいいのか今のところわかりませんので、できましたら HIV に関してですね、きっちり関係事業者に徹底して研修をやるという方向でまとめていきたいと思っております。いろんな方に聞いておりますが、かなりおっしゃっていることが矛盾していますので、むしろ研修が大事だろうと、HIV についてしっかりとした研修をやっていく方向でと聞いております。

藤野委員：

私からは市民の方々への啓発についてですが、28年度の16ページの資料2-4の最後のところ、市レベルの地域フォーラムとか啓発を開催しておられるという事なんですけど、私が仕事をしているところは障がい者相談支援センターであり、相談窓口にもなっていますが、業務の中で相談を受けたのは、うちの方で全然なかったんですけど、差別事案がなかったらそれはそれで良い。ただ、もしかしたらいろんな方々が法律を全然知らないのではないかというのも考えまして、私ども相談支援センターとしての役割もありますし、区役所と連携を取りながら地域自立支援協議会の運営もしておりますので、その両方の28年度の取組みとして、区の中で障がいについての理解をしていただく研修を各小学校単位の地域レベルでできないかなと、私が仕事している区では高齢者や障がい者の方々に声かけとか見守りをするボランティア活動があります。区の独自事業になります。その取組みの中で小学校下単位に「地域見守りタイ」という地域住民がボランティアとして地域活動しておられる組織があります。そこで、去年一年間、各地域に出向いて、障がいの理解についての説明をして、その最後に差別解消法が4月に施行されたことと内容を説明したんですけど、地域で活動されている方々はみなさん知っているのかなと思ったらほぼ皆無でした。相談窓口はうちもやっているし、区役所もやっている。ボランティア活動をしていらっしゃる方が住民の方のことをよくご存知でいらっしゃるの、ぜひ差別的なことを感じたみたいなことがあれば、また耳にされたら、すぐその方々に相談するところがあると教えてあげてほしいという説明をして、チラシと相談窓口一覧表をお渡ししたんです。市レベルの大きいフォーラムをするのもひとつだと思うんですけど、住民の一番裾のところで地域活動されている方々にもこういう制度が施行されているということを理解していただいたら、そういう活動されている方々が発信者となって、広まっていくんじゃないかと思いましたので、去年1年間うちの取組みの中でものすごく感じていたことなので、市の方におかれましても市レベルでやられるのとあわせて、もう少し区レベルであるとか地域レベルであるとかそういったところでの周知活動をしていただけたらと私の願いという形でお話させていただきました。

北野部会長：

藤野委員ありがとうございました。障害者差別解消法に関する研修はいろいろありますが、今、地域と地区の見守り活動というのは高齢者の方が中心になっておられますので、障がいのある方にまだ理解関心がいついていない段階で障がい者の特に差別の問題も含めてきっちり活動してもらっている。できるだけ全地区に広げていきたいという思いがあります。ありがとうございました。

まだ、いくつか議題がありますので、また次の議題の時に今の議題に戻っていただいて結構ですので2番目の議題につきまして議論したいと思います。

議題3の29年度の障がい者差別にかかる取組方針につきまして事務局の方から説明よろしくお願いたします。

八木企画調整担当課長：【資料3について説明】

北野部会長：

ありがとうございます、今資料3の29年度の取組方針について説明されました。何かご質問ありましたら。

小泉委員：

いろいろな会議でPRさせていただいているのですが、私たちでできる啓発活動をとということで、今日資料を持って来るのを忘れましたので、ホームページの方を見ていただいたらと思いますが、「ぼっかぼか」という啓発活動のチームを作っております。今までこの市役所さんでもさせていただきましたし、各小学校で、つい最近ではインクルーシブ研修ということで、学校の先生を対象に教育センターの方でさせていただきました。それと府大の学生さんにも啓発活動やりました。その時に小学校の健常の生徒さん達は本当に集中して興味もって聞いてくださるし、この間の府大の学生さんは小学校の時に聞いたかったと言ってくさって、大阪市さんの方のアンケートを見せていただいた時も、みなさん各区からきていただいたんですが、良いアンケート結果をいただきまして、手前味噌かもしれませんが、いろんな方を対象にした内容をもっておりますので日々勉強して、よろしければ使っていただけたらと思います。ボランティアはもちろどこでも行かせていただきます。ぜひまたよろしくお願い致します。

北野部会長：

小泉委員、ありがとうございます。ホームページまた見せていただきます。

福島委員：

私の方から3点ほどご質問させていただければと考えております。

まず1点目ですけれども、資料3-2、墨字版でいいますと19ページと思います。部会についての案で提示されている箇所、これは多分ポジションのお話ですけれども組織のところ、「大阪市では協議会を設置している」の後ですけれども、その後、その部会を協議会としてこの部会を設置したと表現されておりますけれども、目的が2つ並んでおりますので、おそらく「その部会を協議会として」の後に点（、）を入れればいいのかないということ。繰り返しになりますが「協議会を設置した」だと日本語としてややわかりにくいところがありますので、その点をご指摘させていただきました。

2点目ですけれども、資料3-1、墨字版資料17ページのところ、取組方針についての案で、検討課題ということで①～⑤まで挙げられておまして、特に①で上げられているような「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の不提供」「環境の整備」等の分類基準や判断手法の検討

とありますけれども、それ以外も含めてなかなか検討課題として今年度だけでやるのはちょっと大変かなという印象があるんですけど、その後、墨字版資料で18ページの4のところまで相談対応力向上に向けた取組(平成30年度に向けて)と書かれておりますので、おそらく今年度の部会の課題としては、市として、例えば対応手引きの改定とか相談対応の流れの作成、あるいは受付票の改定、窓口職員に対する研修の実施というところに重点をおかれているというふうに理解したんですけども、そのような理解で良いのかというのが2点目になります。

3点目ですけれども、資料3-4 墨字版資料で言いますと23ページのところですけれど、これも平成30年度からの相談体制ということで、従来は基幹相談支援センターで一旦後方支援的機能を担ってきたものを無くすということで、比較的大阪市の福祉局のところでも適切な対応を取られるという趣旨だという理解をしたんですけども、1点、従来は専門相談員を設置していたという事ですけども、この専門相談員の設置については来年度以降どうされるのかというのが3点目の質問になります。よろしくをお願いします。

北野部会長：

福島委員から3つご質問がありました。最初の1つ目は表記の問題ですので訂正していただけたらと思います。2つ目は17ページのところで、検討課題、今年度の検討課題のところまで5つ挙がっておりますけれど、⑤番につきましては、最後のところでも平成30年度に向けてと18ページの相談対応力向上に向けた取組で、この⑤番が関係するのであろうかと思っておりますので、①番から④番まで中心に話されるのかというご質問です。最後は23ページのところで、平成30年度からの相談体制で大阪市福祉局が基本的に後方支援していく時にアドバイス機能のところをどうされるのかというご質問だったと思います。答えられる範囲でお願いいたします。

八木企画調整課長：

質問の1点目、検討課題がたくさんあるという点についてですが、将来に向けたものを全て記載させていただいています。今年度全て検討するという趣旨ではございません。特に4番で30年度に向けてということで、この点は集中してやるべきだと思っているところでございます。

資料3-4、福祉局で対応する時のアドバイス機能的な点ですが、できる限り専門相談員なりアドバイザーなり弁護士なり、ご協力いただける体制にしていきたいという思いを持っておりますが、予算事項もございますので、今申し上げにくいところもあります。ご理解ください。

北野部会長：

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

山本委員：

精神障がい当事者の意識というところで言いますと、なかなか自分が感じたすごく嫌な気持ち、体験した話について、その相談窓口で連絡するというだけで結構へとへとになるというのが現状ではなかろうかと思えます。そうした場合、窓口においては傾聴というところで扱われることが多いのだらうなというふうに思われます。実際、私たちの仲間、例会などに参加されている方が、住宅の契約に際して、ほぼほぼ契約書にサインして大家さんからも印鑑押されて返ってくるのを待っている状況のなかで、「ところであなたはどうかやって暮らしているんですか」みたいな質問があり、「生活保護で暮らしています」、その後「生活保護はどうしてそうなったのですか」との中で、精神疾患にかかったこととか手帳をもっていることなどお話しした後、「じゃあ、この手帳コピーさせてください」と言われて、そのコピーされたものを大家さんに回され、その後契約になるはずだったものが流れてしまったというような相談を聞くことが再々あります。こういった場合に本人が、どこまで自分がどのように言っているのか、よくわからないまま、こういうことがあったんだということを相談窓口まで伝えて、それが本当にやつのことで、その後どうしていいのかわからなくて入院になってしまったということが私の知っている方にありました。できることであれば、このせつかくできた障害者差別解消法ですので、こういう事例があった場合にはご連絡くださいみたいな、事例のわかりやすい提示ということをしていただきたいなと思っております。私は、きちっとホームページとか見ないので、あまり偉そうに言えないんですけども、市役所のホームページに、例えば 6 ページに書かれています、傾聴、改善、解決、未解決、継続というふうな分類をしているんですよということとか、傾聴という場合に具体的にこういう事例がありましたということで、障がい者からの声として自分が不愉快な思いをした、不快な思いをしたという事例、こういう場合にこうだったというような事柄も含めてホームページ上に載せ、そういうことがないようにしていったらいいんだと、市民と障がい当事者へのアプローチになっていくと思っておりますので、そうした声も含めてホームページ上に載せていくというふうな整理作業をしていただけたら良いのかなと思えます。

1つ参考になる事案としては、大阪府下では、大阪市も含めてですけども、精神科病棟に入院している方の療養環境検討協議会が府の心のオアシスというホームページ上に掲載されていて、そこでは大阪府医療機関の中での嫌な体験をした利用者の声に基づいて、どこがどのように議論がされたのかという障がい者の声と同時に、サービス提供者側である医療機関の側がどのように改善しましたという声が両方載っているページがあります。そのところも参考にさせていただいて、障がい者の声に対する、例えば保護室の中においてという括りの中では、どんな声があつてどのように改善していったのか、例えば、プライバシー確保でカーテンを付けてほしい、安心して療養できるようにしてほしいというやり取りがあつて、改善していつているわけですけども、そういう声が出て初めて改善し

ていく流れというのも見ることができますので、そうしたところも参考にさせていただいて、出来ればこの6ページ、7ページに掲載されているような事案というのでも市民の目線とかが障がい者の目線でわかりやすく、事例として掲載していただければ良いなと思いました。

北野部会長：

山本委員ありがとうございます。山本委員がおっしゃっていただいたとおり、声が出て初めて解決、改善がありますので、なんとかこういったことを知っていただく方法、受けとれる方法をしっかり検討していただきたい。特に今言われた最初の事例はとても深刻な事例でして、精神の仲間が住宅の問題に追い詰められて再入院されてしまうというのはとても許せない差別的な事例でありますので、そうならないようにこのような事例の場合はご相談、ご連絡くださいということで、わかりやすい事例をきっちり活かされたホームページに取り組んでいただくことについても、前向きに検討させて欲しいなと思います。市もその方向で考えていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

古田委員：

基幹センターが外れて直営でやるということで、出来る限りスムーズな解決が望まれるだろうなと思います。事例検討会をどんな頻度でやるのか事案が発生したらすぐさま集まっていくとか、関係局も招いて検討していただくというような仕組みを是非作っていただきたいのと、今年度内の上半期の分は、あと2回ありますので報告していただいて、特にこれはよくはわからないとか、どうしたらいいのか、みたいなものは議論する時間を作っていただけたらと思っております。先ほどの分譲住宅のエレベータが止まらない階に住んでおられる方の事例も、これが賃貸でしたら引っ越して、止まる階にとか下の階にとかあるんですけど、分譲住宅の場合はどうしたらいいのか僕らもわからないところなので、今日知恵があったらいただけたらと思うんですけど、1階の階段分ぐらいリフトを付けるというのは、階段昇降機を付けるというのは本当に建築基準法上そこまで言われるのかという疑問がありまして、その辺実情建築基準の担当とかも呼んでこういった場合どうなのかと、これで生活できない場合どうなるのかという話も是非詰めていけたらと思っています。何かこれについて、どうしたらいいのか教えていただける方がおりましたらご意見いただければと。

辻川副部会長：

個別の事案については、非常に個々の事で難しいとは思いますが。ただ一般的にということであれば、管理組合との関係です。それで対話をしていくことになると思います。合理的配慮として過剰な負担になるのかどうかとの問題もあるので、その辺は細かに言うていくことになるので、話し合いができていないのかできていないのかということもあります。

この件につきましてはなんともいえないところです。

北野部会長：

他によろしいでしょうか。

伊関委員：

私が所属しています大阪市社会福祉協議会でも、昨年、人権研修の中で障害者差別解消法についての研修がありました。それぞれ職場で障がいのある方に対応する機会が多いですし、事業の中でも障がいのある方が参加されることも多いですので、気を引き締めてきちんと合理的配慮をしていきましょうとか、差別がないようにしていきましょうとか、職員皆がそのように思ったと思います。事業者向けの啓発をこれからもしていただきたいと思ひますし、また、成年後見支援センターの同じ部署でやっております休日夜間福祉電話相談の中で、知的障がい、精神障がいの方からの相談で、通っている作業所にこういう職員がいて嫌な思いをしているとか、地域のお店で嫌な思いをしたとか、そういう相談も日々受けているところですが、こういう場合にはどこの窓口相談したらいいとか、そういうことをお伝えしていくことも必要かと思ひます。支援者がそれぞれ関わっておられますので、そういうところにももう少ししっかり相談したらどうですかと繋ぐことが多いのですが、こういったケースの場合はこういう相談窓口があるよと紹介した方が良くというようなことであれば、先ほど山本委員がおっしゃったようにわかりやすい例示を示して下さって、支援者向け、ご本人向けの制度の周知を今年度行っていかれるということですので、わかりやすい例示を示して周知を行っていただければありがたいと思ひるところです。

北野部会長：

伊関委員ありがとうございました。わかりやすい窓口の周知徹底、それを是非やって欲しいと、徹底していけたらと思ひますのでよろしく願ひいたします。

すいません、時間が押してしまいましたけど、時間残りわずかとなりましたけど、次期の障がい者計画につきまして、素案ができております。これについて、あまり時間ありませんので簡潔にご説明いただき、ご意見いただきたいと思ひますのでよろしく願ひします。

内村障がい福祉課長：【資料4について説明】

北野部会長：

ご質問もおありだと思ひますけど、時間が苦しくなっております。どうしてもひとこと言っておかないといけない人がおられましたら。よろしいでしょうか。

それでは、辻川副部会長まとめさせていただきます。

辻川副部長：

傾聴の件数が多いということで、人権擁護委員会の方に渡すというところがあったと思いますが、差別解消法の1番目は市町村の窓口ということで規定されていて、人権擁護委員会の方に回すということはたらい回しというふうになってしまうことがあると思います。そこはちょっと考えていただきたいというのと、先ほど山本さんもおっしゃったとおり、相談する側が本当に傾聴で済ましてもらうことを本当に善しとしているのかどうか、やっぱり考えて欲しいと思います。相談を受けた側はこれ以上対話を望んでいないとか、言ってほしくないと言ってる、ということで傾聴となっていると思いますけど、そう言わざるえない相談者のところまで踏み込んで聞いていただきたいというふうに思っております。この計画の支援計画のところを見ると、権利擁護のところでも最終的に市の条例を作ることも検討すると書いてありますので、是非そこも踏まえて今後進めていただけたらと思っております。以上です。

北野部長：

はい、ありがとうございました。

部長が来られましたので、一言どうぞ。

中島障がい者施策部長：【閉会あいさつ】

(事務局司会より閉会)